

【山梨運輸支局よりお知らせ】

市町村合併に伴う自動車検査証の住所変更の取扱について

1. 行政区画又は土地の名称の変更（市町村合併等）により自動車検査証の住所変更があつた場合

- ①登録令第24条により、自動車登録ファイルに記載した行政区画又は土地の名称は変更されたものとみなしますので、特に住所の変更をする必要はありません。
- ②ただし、住所変更を希望する方は申請書用紙をお渡し致しますので、支局登録部門3番窓口にお申し出下さい。（手数料は無料です。）
- ③一時抹消登録を同時に申請する場合も同様です。

2. 実施時期

平成18年11月1日から

山梨運輸支局登録部門